

# はじめに

## 本資料の目的

わが国では、昭和 20(1945)年の敗戦から経済を復興させ、1960 年代には高度経済成長期に入り、重化学工業化が急速に進みました。その結果、環境への配慮が欠けた生産活動によって、各地で健康被害を含む様々な公害問題が発生し、法制度も公害の発生・拡大を防止するのに十分ではありませんでした。

昭和 31(1956)年に公式確認された水俣病は、メチル水銀を含んだ化学工場からの排水による典型的な公害であり、環境汚染により引き起こされた健康被害と自然環境の破壊の広がりや深刻さにおいて人類の歴史上類例がなく、地域社会全体にも長期にわたり大きな問題を残すこととなりました。わが国ではこの問題を契機に公害対策の重要性が人々に認識され、環境保全のための政策や技術が進展しましたが、水俣病に関しては、当初の対策の遅れが被害を拡大し、原因企業は莫大な補償費用を払い続け、政府としても様々な対応を続けており、苦い教訓となっています。

その後、わが国では、昭和 45(1970)年のいわゆる「公害国会」で一挙に 14 本の法律の制定及び改正が行われるなど、環境保全対策が順次強化され、現在では、政府、地方自治体、産業界、市民団体など、様々な主体が関与し、環境破壊や健康被害に対処すべく、様々な取組を実施しています。また、このような過去の経験と教訓を活かし、他国の公害被害の未然防止に貢献できるよう、国際協力も積極的に行ってきています。

一方、国際的な視点で見ると、水銀は様々な排出源から環境に排出され、現在もなお地球規模での環境汚染や健康被害が懸念されています。平成 14(2002)年、国連環境計画(UNEP)は、水銀による地球規模の環境汚染や健康被害の汚染に関する報告書である「水銀アセスメント」を公表し、平成 21(2009)年に、水銀によるリスク削減のための法的拘束力のある文書(条約)を平成 25(2013)年までにとりまとめることを目指す決議を採択しました。条約交渉は、平成 22(2010)年に開始され、平成 25(2013)年 1 月の第 5 回政府間交渉委員会で条文案の合意に至りました。その際、水俣病と同様の健康被害や環境破壊を世界のいずれの国でも繰り返さないという決意と、こうした問題に直面している国々の関係者が取り組んでいくという希望を各国で共有するという意味を込めた日本政府からの提案を受けて、条約を「水銀に関する水俣条約」と名付けることが合意されました。

この資料は、水銀の管理の重要性を理解する上で、実際に水俣病のような公害問題が生じた場合にいかに大きな被害となるか、また、わが国が水俣病問題に対し、あるいは水銀によるリスク削減のために、どのような対策や取組を行ってきたかについて整理することにより、わが国の経験と教訓を多くの人々と、また多くの国々と共有することを目指して作成したものです。

(注) この資料は、環境省が編集したものであり、極力公平な記述となるよう努めたものです。しかしながら、ここに掲げている内容と異なる見解を持つ方々もいらっしゃることに留意してください。

## 本資料の構成

本資料は以下の情報について掲載しています。

- 第 1 部：水俣病の経験と教訓
- 第 2 部：わが国の水銀対策
- 第 3 部：国際協力の推進